

## はじめに



「子どもの読書活動」は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより充実して生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

読書により、子どもは本の中の世界を通して、その登場人物になっていろいろな世界を訪れ、人との出会いを経験し、自分自身の考えを確かめたり、高めたりする体験を持ちます。その体験を通して「生きる力」を育てていきます。

このように、子どもの人格形成に大きな影響を与え、読書がもたらす様々な効用を考えると、子どもの読書環境を計画的に整備することは極めて重要な課題であると考えられます。

平成12年を「子ども読書年」とする衆参両院の決議に続いて、平成13年12月には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。

この法律は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的に環境整備を行うことを基本理念としています。

平成14年8月には、政府はこの法律の規定に基づき、「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」を策定し、概ね5年間にわたる施策の基本方針を明示しています。

平成15年1月、大阪府においても「大阪府子ども読書活動推進計画～大阪府子ども読書ルネッサンス～」が作成され、その中で、府内の市町村がこの計画を基本とし、地域における子どもたちの読書活動の推進状況を踏まえた読書活動推進計画の策定に努めるよう求めています。

このような国や府の動きを受け、子どもの読書活動を「生きる力」を育む重要な要素と捉え、家庭・地域・行政・学校などが一体となり、子どもの読書活動の推進をめざす「池田市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

本計画は、本市の概ね今後5年間にわたる施策の基本的な方向性や取り組みを示したもので、子どもの読書活動推進を図るための基礎となるものです。

平成16年6月